

## 会計年度任用職員募集要項

|            |  |
|------------|--|
| 任用根拠       | 会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）  |
| 任用期間       | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで  |
| 職 種        | スクール・サポート・スタッフ   |
| 採用予定人数     | 1 名  |
| 従事すべき業務の内容 | 勤務校において、教材作成の補助、各種調査やアンケート等の集計、ホームページの更新等、教員の事務業務を補助する。  |
| 応募資格       | 次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務可能な地域に居住していること。</li> <li>・心身が健康であること。</li> <li>・学校教育に理解と熱意があること。</li> <li>・職業に従事している場合にあつては、スクール・サポート・スタッフの業務に支障がないこと。</li> </ul>  |
| 勤務日及び勤務時間  | 1 日当たり 4 時間、1 週当たり 4 日間、年間 52 週とする。<br>なお、勤務時間の割振りは、相談の上、校長が決定する。  |
| 休 暇        | 愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日  |
| 報 酬 等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 1 号給から同表 1 級 9 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 67,312 円とする。</li> <li>・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。</li> <li>・期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。</li> </ul> |
| 退職に関する事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。</li> <li>・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>・スクール・サポート・スタッフとしてふさわしくない行為があつたとき。</li> </ul>   |
| 退職手当       | 退職手当の支給はありません。   |
| 服 務        | 任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）</li> <li>・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）</li> <li>・秘密を守る義務（同法第 34 条）</li> <li>・職務に専念する義務（同法第 35 条）</li> <li>・政治的行為の制限（同法第 36 条）</li> <li>・争議行為等の禁止（同法第 37 条）</li> </ul>   |
| その他        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。</li> </ul>   |

### ○ 応募手続

電子メールによる応募

応募書類を送付いたしますので、下記メールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：niit-ad@shool.esnet.ed.jp 新居浜工業高等学校 宛